

在外選挙人証交付の迅速化の取組について

令和6(2024)年7月19日から、公職選挙法施行令の一部改正による、在外投票の際に必要な在外選挙人証の交付に要する期間を短縮するための取組が始まっています。

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を經由して在外公館に送付していましたが、7月19日以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館に電子メールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、2～3ヶ月間を要していた申請から交付までの時間が短縮され、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

この機会に、在外選挙人証の申請を是非御検討ください。

当館における在外選挙人証の申請方法等につきましては、以下の当館ホームページにてご確認いただけます。

https://www.istanbul.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_zaigaisenkyo.html

以上